第29号議案

指定管理業務履行等請求調停に関する和解について 上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

指定管理業務履行等請求調停に関する和解について 指定管理業務履行等請求調停について、下記により和解する。

記

1 相手方

埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号 社会福祉法人じろう会 理事長 久芳 敬裕

- 2 和解の要旨
- (1) 令和3年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る 経費について、合意書を締結し、次の金額及び未執行の補助金相当 額を相手方に対し支払う。

金122, 254, 492円

- (2) 令和4年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る 経費について、年度協定書を締結し、概算払により支払う。
- (3) 相手方が保有する積立金について、返還義務がないことを確認する。
- (4) 相手方は積立金について、足立区内における保育事業のために使 用するよう努める。
- (5) 区は、相手方に対し、積立金の使用について意見を述べることが できるものとし、相手方は、区の意見を尊重するものとする。
- (6) 相手方は区に対し、令和5年4月1日から令和7年3月31日ま

での間、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、6か月ごとに書面により報告するものとする。ただし、上記期間を経過後も積立金が残存する場合、相手方は区に対し、引き続き6か月ごとに、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、書面により報告するものとする。

(提案理由)

指定管理業務履行等請求調停に関する和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。